

出来事（2018年8月）

1. 育児用液体ミルク（調製液状乳）

8月8日、食品衛生法に基づく「乳等省令」の改正が公布・施行され、調製液状乳の製造・販売が可能となりました。同時に、亜セレン酸ナトリウムとビオチンの使用基準の改正もなされました。安定性の確認等を経て、国産品が販売されると思われま

2. 食品添加物の新規指定

二炭酸ジメチル（Dimethyl dicarbonate DMDC）（殺菌剤）の新規指定については、8月29日の食品安全委員会食品添加物専門調査会で審議され、「適切に使用される場合、安全性に懸念はない」と評価されました。安全委員会に報告された後、厚生労働省に通知されます。

3. 規格基準の改正

昨年11月29日付けで告示された食品添加物公定書に誤植があったことから、その正誤表が食品基準審査課長から7月27日付けで通知されました。

4. 遺伝子組換え食品・食品添加物

JSF-07-170-3株を利用して生産された α -アミラーゼ（ダニスコジャパン株式会社）の承認 7月30日

5. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 8月の新たな出荷制限はありません。

6. 紅麹（red yeast rice）

EFSAのANSは、サプリメントから紅麹（red yeast rice *）由来のモナコリンを摂取すると、モナコリンKの暴露量は、ロバスタチンの治療上の用量範囲（治療用量：10～80mg/日）内になる可能性がある」と結論したとのことです。

*紅麹色素ではありません。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5368>

7. 食品添加物としての硫酸アルミニウム化合物（E520-523）およびリン酸アルミニウムナトリウム（E541）の再評価

遺伝毒性と発がん性に関する懸念はなく、ラット、マウス、イヌで得られたNOAEL（無毒性量）から、EFSAのANSは安全上の懸念は生じないと結論したとのことです。

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2018.5372>

8. 食品添加物としてのウッドロジングリセロールエステル (E445) の再評価

ウッドロジングリセロールエステル (GEWR) のグリセロールモノエステル、遊離樹脂酸、中性物質の濃度が不明確のため、化学的同等性が評価できず、安全性評価ができないと EFSA の ANS は指摘し、これらの成分を規格に明示すべきと助言したとのことです。

9. グリホサート含有農薬の使用と発がんとの間に関連なし

米国の農業従事者の 11 年間の健康調査で両者に関連性が立証されないことが判明したとのことです。調査対象者 (n) : 54,251 がん症例数 : 5,779

この疫学調査は、BfR と EU の所轄機関の「グリホサートを発がん性物質に分類すべきでない」との判断を支持するとのことです。

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/glyphosate-new-epidemiological-study-finds-no-connection-between-cases-of-cancer-and-use-of-plant-protection-products-containing-glyphosate.pdf>

10. 人工甘味料飲料の摂取はステージⅢ直腸がんの再発と死亡を減少

人工甘味料使用の飲料の摂取はステージⅢ直腸がんの再発と死亡を減少と関連するとのことです。

<https://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0199244>

11. スクラロース

スクラロース 80.4mg/kg を 40 日間毎日投与し、2 週間後の尿と糞を集め、ラットの脂肪組織も調べたところ、尿と糞から 2 つのアセチル化代謝物を、脂肪組織からスクラロースを検出したとのことです。これらは、スクラロースの安全性評価に影響するとしています。

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-08/ncsu-sfs082718.php

12. 米国 FSMA 動物食品規則 CGMP と予防的管理の順守日

	CGMP 履行の順守日	予防的管理の順守日
大規模事業者 *1	2016 年 9 月	2017 年 9 月
小規模事業者	2017 年 9 月	2018 年 9 月 17 日
極小規模事業者 *2	2018 年 9 月 17 日	例外

*1 : 正社員 500 名以上 *2 : 年間売上 250 万ドル以下

<https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm570439.htm>

13. 英国 エナジードリンクの販売禁止へ

英国政府は、8 月 30 日、未成年者への販売を禁止するかどうか、意見募集を始めました (11 月 21 日まで)。飲料の対象は、150mg/L で、「レッドブル」「モンスター

エナジー」等です。また、未成年者の定義を、16歳未満とするか、18歳未満とするかもポイントです。8月31日、日本のマスコミも一斉に報じました。

14. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社カーギルジャパンが、ベネズエラ輸入した生鮮カカオ豆の命令検査で一律基準を超える2,4-D (0.03ppm) 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。カカオ豆の食品衛生法違反は、継続しており、輸入者の姿勢を疑いたくなります。
*2,4-D：フェノキシ酸系除草剤
- ・中央冷蔵株式会社が中国から輸入した加熱後摂取冷凍食品（冷凍直前未加熱）：ブロッコリーのモニタリング検査でメトラクロール(0.09ppm)検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*メトラクロール：クロロアセトアミド系除草剤
- ・株式会社南九が中国から輸入した生鮮しょうがのモニタリング検査でチアメトキサム0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤

（作成：2018年8月31日）